

「ななくりの湯」小考

西 山 秀 人

I

長野県上田市の公式ホームページ (<http://www.cityUEDA.nagano.jp/>) 内には「まるごと観光情報」と題した観光案内のページがある。その中の「別所温泉外湯めぐり」の項では、別所温泉について次のように紹介している。

枕の草子^(ママ)にも登場し、別名“ななくりの湯”とも呼ばれ、信州最古の温泉といわれている、歴史のある温泉です⁽¹⁾。(下略)

『枕草子』を繙くと現在最も流布している三巻本系統の本文からは「ななくりの湯」を探すことはできない。しかしながら、他系統の本文すなわち能因本・前田家本・堺本では、「湯は」あるいは「出湯は」段の第一項目としてその名が掲出されている。

湯は ななくりの湯。有馬の湯。玉造の湯⁽²⁾。 (能因本117段)

湯は なゝくりの湯。有馬の湯。那須の湯。つかまの湯。ともの湯⁽³⁾。

(前田家本25段)

いでゆは、ななくりのゆ。ありまのゆ。なすのゆ。つかさ(ま)のゆ。とものゆ⁽⁴⁾。 (堺本32段)

「ななくりの湯」を別所温泉に比定する伝説は豊田利忠の『善光寺道名所図会』に

紹介されており、それと『枕草子』の記述とが結びついて清少納言ゆかりの古湯というPRがなされてきたものと思われる。

ただし、そのような由来とともに「ななくりの湯」を名乗っているのは別所温泉ばかりではない。三重県久居市の公式ホームページ（<http://www.city.hisai.mie.jp/>）では、同市内の榎原温泉を次のように紹介する。

久居市の西部にある榎原温泉は、平安の昔には、七栗（ななくり）郷と「呼ばれ、清少納言の「枕草子」に「湯は七栗の湯、有馬の湯、玉造の湯」とうたわれたほどの名湯。清少納言ゆかりの日本三名泉のひとつで、京の都では、温泉の代名詞にたとえられていた名湯です⁽⁵⁾。

『枕草子』の伝本中「七栗の湯」「有馬の湯」「玉造の湯」という項目配列を持つのは能因本系統のみであること、また平安和歌における「ななくりの湯」の用例は決して多くはないことを勘案すると、「清少納言ゆかりの日本三名泉のひとつ」「京の都では、温泉の代名詞にたとえられていた」云々の記述はいささか誇張に過ぎようか。しかしながら、『枕草子』から七十余年後の詠と目される、

讀岐守俊綱、伏見にゆわかしてよび侍りけるに、まかり侍らざりければ、かれより

- ①いちしなるいはねにいづるななくりのけふはかひなきゆにもあるかな返し
②いちしなるななくりのゆもきみがためこひしやまずときけばものうし⁽⁶⁾

（経信集245／246）

の和歌では、伊勢国一志郡所在の温泉として「ななくりの湯」を詠んでおり、平安時代該所に温泉が湧いていたことは事実であったと考えざるをえない。これら両首の詠歌年時が『枕草子』の成立時期からさほど隔たっていないことからすれば、『枕草子』の「ななくりの湯」も同所と考えておくのが穩当であろう。榎原温泉はまさにその一志郡七栗郷に位置する温泉であることから、いきおいPRに力が入るのも頷けるところ

ろである。かつて田中重太郎が紹介したように同温泉には「清少納言」という名の旅館があり⁽⁷⁾、また web 検索によれば『枕草子』にも登場する「餅饅」を料理メニューに加えている旅館の存在も知られる。

たしかに、前掲歌には「一志なる岩根にいづるななくり」「一志なるななくりの湯」と詠まれていることからすれば、「ななくりの湯」は滝沢貞夫が指摘するように、「信濃の温泉ではなく、現在の三重県久居市榎原町の温泉以外には考えられなくなるはず⁽⁸⁾」ということになろう。だが、その一方で当時の歌学書等が「ななくりの湯」を信濃の歌枕として扱っていたこともまた事実なのである。その確たる根拠を探し当てるることは困難であるが、種々の資料が整備され多くの知見も得ている今日、「ななくりの湯」の所在について今一度検証してみる必要はあろう。

本稿はその立場から少しく考察を及ぼしてみたい。

II

今さらの感もあるが、まずは「ななくりの湯」について前掲二首以外の和歌用例と、主な歌学書の所在注記を掲出しておきたい。

【和歌用例】(前掲①・②を除く)

(ところせげならむこひのうたふたつばかりよみて、えさせよと人のいひしかば)

③つきもせずこひになみだをわかすかなこやななくりのいでゆなるらむ

(相模集・138／後拾遺集・巻十一・恋一・643)

④いかなればななくりの湯のわくがごといづる泉の涼しかるらむ

(堀河百首・夏・泉・539・基俊)

⑤世の人の恋のやまひの薬とや七くりのゆのわきかへるらん

(永久百首・雑・出湯・511・常陸)

⑥かたがたにいでゆはおほくききしかどななくりへこそわきてきにけれ

(為忠家初度百首・雑・温泉・716・頼政)

⑦おほきみの みことかしこみ かしこみて かずにもいらぬ 身なれども この
もも歌を たてまつる …… なみだの雨は つゆばかり とどまる人も なな
くりの いでゆしほどし おぼゆれば いづれのかたへ いなむしろ ……

(久安百首・短歌・499・季通)

⑧しるしあらば七くりの湯を七かへり恋のやまひのみそぎにやせん

(春夢草・雑上・1837)

【主な歌学書の所在注記】

『能因歌枕』 (記載なし)

『五代集歌枕』 なゝくりのゆ 国不審。ナムクリトイフトコロ伊勢ニア
リ。若彼所ニヤ。

後十一 つきもせずこひになみだをわかすかなこやなゝ
くりのいでゆなるらん 相模⁽⁹⁾

『和歌初学抄』 信乃 なゝくりのゆ

『和歌色葉』 信乃 なゝくりのゆ

『八雲御抄』 信 なゝくりのいでゆ (相模歌。)

しなのゝ御ゆ (なゝくり同レ之。^[也])

和歌用例から見ていくと、室町時代の歌人肖柏の詠となる⑧を除くといずれも平安後期の歌作であり、鎌倉期の用例は今のところ探せない。また、④～⑦の四首が百首所載歌、「一志」なる地名を詠み込んだ①・②が「歌枕の詠法について独自なものがある⁽¹⁰⁾」俊綱と経信の贈答であることを鑑みると、「ななくりの湯」は決して温泉の代名詞といわれるようなポピュラーな歌枕ではなかったと思われる。『枕草子』で「(出)湯は ななくりの湯」と筆頭に挙げられているのも、当時有名な温泉だったからではなく、むしろその名が「七縁り」を連想させるという言語的興味に根ざしたものであろう。

次いで歌学書の所在注記について見ると、『五代』のみは「国不審」とした上で控えめに伊勢説を提示するが、『初学』『色葉』『八雲』はいずれも信濃説をとる。『八雲』は「ななくりの出湯」と「信濃の御湯」を同所としているが、「信濃の御湯」について

は『千曲之真砂』で「八雲御抄ニ曰温泉のうち証歌 未勘ト云云⁽¹⁾」と注しているよう
に、その和歌用例は探しえない。あるいは、

右馬助すけのぶの朝臣しなのゆにまかるに
あしひきのやまくるしくてくだるともくだりて山はひとりこえなむ

(忠見集・131)

藤原助信しなのへゆあみにまかりける時、御衣たまはすとて 天曆御製
唐衣なれぬる人のわかれにはそでこそぬるれかたみとも見よ

(続後撰集・巻十九・羈旅・1275)

に詠まれている「信濃の湯」を指したものとも考えられようが、確証はない。いずれにせよ、滝沢が言及しているように、後世の和歌注釈書や地誌の類が前掲『八雲御抄』の所説に依拠していることは確かだといえよう。

ここで念のため信濃説をとる三書について今一度前後の地名をも含めた本文を示すと、『初学』は「摂津 ありまのみゆ オモヒアリマ 信乃 なゝくりのゆ 丹後 あまのはしだて ヨサノウミニアリ、松アリ、ハシニ」、『色葉』は「ありまのみゆ 摂津 信乃 なゝくりのゆ あまのはしだて さよのうみにあり、まつあり」、『八雲』は「あしがりのゆ (万。) なゝくりのいでゆ (相模歌。) ありまのいでゆ (千。)」である。『色葉』の「あまのはしだて」を除けば本文および注記の錯乱はさほど見られないことから、これら三書における「信濃」の所在注記はおおむね原態を伝えているとみてよさそうである。なお、歌学書と同じく地名についての所在注記を持つ『夫木和歌抄』では、「ななくりのゆ、信乃」と注した上で①・②・⑤の三首を載せている(巻二十六・雜部八・12486~12488)。

以上より「ななくりの湯」は平安後期頃から一時的に流布した歌枕であるとみられ、その所在については伊勢説もあるものの当時においては信濃説が広く行われていたことが確認された。『日本書紀』にその名をとどめる「有馬の湯」が、早くより「あひおもはぬ人をおもふぞやまひなるなにかありまのゆへも行くべき」(古今和歌六帖・四・雜思・2152・興風或本)、「あむれども猶きよしともおもほえず人は有馬のゆ

としきかねば」（公任集・257）と詠まれ、また「四月つごもりばかり、ありまのゆにまかりたりしに…」（能宣集・288詞書）、「長久三年うるふ九月のつごもりに、関白殿ありまのゆにおはしまして…」（故侍中左金吾家集・74詞書）、「ありまのゆにしのびて御幸侍りける御ともに侍りけるに…」（千載集・卷二十・神祇・1267詞書・資賢）などと、都人には周知の湯治場となっていたことを鑑みると、「ななくりの湯」は少なくとも③の相模詠が後拾遺集に入集するまで殆ど無名に近い存在であったと推察される。それが、10世紀後半を境に歌壇では伝統的歌枕に代わるべき新たな歌枕を開拓しようという気運が高まり、そうした時代的背景を受けて登場したのが「ななくりの湯」であったと考えられよう。そして、その所在については歌学に明るい藤原清輔ですら信濃と注していることからも察せられるように、不明あるいは信濃とする見方が大勢を占めていたのではないか。京都伏見の自邸で「一志なる」温泉気分を味わおうとする俊綱（①）のような風流人は例外であると考えたほうがよい。

ちなみに、『日本書紀』にその名をとどめる「つかまの湯」が「しなののつかまのゆに、をかしかりしかば、かきつけし」（重之集・140）と歌集にも登場し、藤原輔相の物名歌に詠まれている「いぬかひの御湯」（拾遺集・物名・383）が『八雲御抄』に「信のか」と注されることからすれば、「ななくりの湯」が信濃の歌枕と認識されてもさして不自然ではないはずだ。しかしながら、その根拠たりえたものはいったい何だったのであろうか。それとも単なる訛伝なのか。次章では信濃の地誌・郷土史料にも目配りしながらさらなる検証を及ぼしてみたい。

III

「ななくりの湯」の所在を特定すべく信濃の郷土史家たちは再三にわたり考証を繰り返してきた。が、遺憾ながらその成果については前掲歌学書の所説を凌駕するほどのものではない。まずは江戸期の資料を列挙してみよう。

(a)鈴木重武・三井弘篤『信府統記』（享保9〔1724〕年）・卷三十

所さたかならず、諏訪郡山中にある渋の湯是ならんといへども、慥なる説にあ

らす⁽¹²⁾

(b)吉沢好謙『信陽雑志』(延享4〔1744〕年)

信濃乃御湯七久里乃御湯トモ⁽¹³⁾

(高井郡の項に「七久里御湯」を挙げ、③の相模歌を引く)

(c)瀬下敬忠『千曲之真砂』(宝暦3〔1753〕年)・巻二

八雲御抄に、七くりの湯ハ信濃の御湯とおなしことなる由を言り、ある人のいわく、是は高井郡にあり、方俗ハ熊久保の湯と云也。亦一説に、是ハ伊奈郡飯田駒場、此間になめくり村と云有、昔ハ七名久里村と書也、此所のこと也といへり、されど其近き辺に今温泉もなく、又此仮名の書様もいかゞ也、心得かたし、又ある師の曰、是ハ高井郡にもあらす、七くりの湯ハ世に信濃湯といへり、筑摩郡にありとなん、此説よろしき由おしへ給へり。

(d)吉沢好謙『信濃地名考』(明和4〔1767〕年)・中

按、なゝくり湯伊勢・信濃同名とす、されどもいちしなるは伊勢なるべし、今一志郡に七栗と称する郷あり倭名に見えず、かの郷中一色といふ里に湯涌出れど、山の峠にてはつかに温泉といひがたし、其隣里榊原に湯ありといへり、今伊奈郡伊賀良庄うちに滑久里と云村あり、湯ハなし、湯川沢の名のみありと云、其余いまだ聞ず、猶尋ぬべし⁽¹⁴⁾

(e)豊田利忠『善光寺道名所図会』(天保14〔1843〕年)

小県郡出浦郷別所七久里温泉に浴す、(中略)

夫当初七久里温泉の由来を尋るに、人皇十二代景行天皇の御宇、日本武尊東夷征伐し給ふ砌、此地を通行し給ひけるに、南方の山下に煙気疊々と立昇りければ、如何なる故ならんと暫く見給ふ所に、一人の老翁忽然と出来り、尊に告て曰、此地に七ツの温泉あり、其性異り、是に浴せん者七種の病苦を離れ、寿命延長ならん、君是を開き給ふべし、吾ハ大己貴なり、努々疑ふべからずとて失給ふ、尊奇異の思ひをなし、山の麓を尋ね、七カ所の温泉を求て浴し、從卒をも浴さしめ試み給ふに、病苦にかゝれる者共速に平愈しければ、惣名を七苦離の温泉と号給ひ、大己貴尊をハ温泉明神と崇祭り給ふ、猶今我開闢此温泉久しう、此里に繁栄たるべしと誓ひ給ひ、七久里温泉と書遣し給ひしとなり⁽¹⁵⁾ (下)

略)

以上(a)～(e)の所説を整理してみると、1.諏訪郡渋の湯温泉説、2.高井郡（熊久保温泉）説、3.伊那郡七名久里村説、4.筑摩郡下説、5.別所温泉説、6.伊勢一志郡神原温泉説に分かたれる。だが、地名起源譚である(e)を別にすれば何れも明確な結論は得られていない。また、(a)『信府統記』については巻三に「別所村ニ温泉多シ、大湯ヲ始メ五ヶ所アリ」云々の記載を見るが、「七久里」の名は全く登場しない。

なお、明治以降の主な考証としては、(f)須藤竹吉・齋藤利一『信濃鉱泉誌』(明25)、(g)飯島保作(花月)・寅次郎『別所温泉誌』(明33)、(h)小山愛司『信濃史源考』(昭15～17、昭51～52)が挙げられる。(f)は上高井郡山田村奥山田の「七久里温泉」を挙げ、「此泉ハ村東山田川ノ南岸ニ涌出シ其湧口七ヶ所アルヲ以テ俗ニ七久里ノ湯ト唱フ⁽¹⁶⁾」とするが、その根拠については示されていない。(g)は先行諸説を紹介しつつ、(f)の山田七久里温泉に加えて下高井郡渋温泉の七縁湯をも挙げるが、「何れも小き温泉にて古歌などに読むべき名処とも覚えず⁽¹⁷⁾」と否定。最後に「七久里の称も伊勢信濃同名あるが中に古来久しく此別所温泉を当国七久里の温泉なりと伝称したれば他に反証なき限り即ち其伝説に従ひ七久里なりと治定するも敢て誣るに非ざるべし」と、控え目ながらも別所温泉説を支持している。(h)は先行諸説をほぼ網羅したもので、山田・別所の二所に「ななくりの湯」が存在したと説くが、伊勢説については一切触れていない⁽¹⁸⁾。

以上、信濃の郷土史家による考証を概観してきたが、結局のところ「ななくりの湯」の所在を特定しうるほどの証左を探し得ない以上、諸説紹介あるいは両説併記という結論に終始してしまうのは致し方のないところか。ただ、(d)『善光寺道名所図会』に筆録されている倭建命伝説に関しては少しく注意しておく必要があろう。その典拠については今のところ不明とせざるをえないが、該話は『風土記』に見える、

倭武の天皇、天の下を巡狩はして、海の北を征平けたまふ。是に、この國を経過ぎ、即ち、槐野の清水に頓幸し、水に臨みてみ手を洗ひ、玉もちて井を栄へたまひき。今も行方の里の中に存りて、玉の清水と謂ふ⁽¹⁹⁾。

(常陸国風土記・行方郡)

などの所伝と同じく典型的な地名起源説話の構成をなしており、たとえそれが後世の付会ではあっても、その原形についてはある程度時代を遡りうる可能性がある。

まず(d)の「日本武尊東夷征伐し給ふ砌、此地を通行し給ひけるに」という書き出しは、言うまでもなく記紀にみえる東征後の記事、

其の國より科野國を越えて、即ち科野之坂神を言向けて、尾張國に還り来て、先の日に期れる美夜受比売の許に入り坐しき。(古事記・中)

即ち日本武尊は、信濃に進入りたまふ。是の國は、山高くして谷幽く、翠嶺万重にして、人杖に倚りても升り難し。巖峻しくして磴紆り、長峰数千にして、馬轡を頓めて進まず。然るを日本武尊、烟を抜け霧を凌ぎ、遙に大山を徑りたまふ^⑩。

(日本書紀・卷七)

を踏まえたものである。また、「一人の老翁忽然と出来り、尊に告て曰」という展開も、たとえば「菩薩、天竺ヨリ震旦ニ至テ、五大山ニ尋ネ詣給タルニ、道ニ一人ノ老翁值テ菩薩ニ告テ云ク^⑪」(今昔物語集・卷十一・7)などの説話と類似している。さらに、老翁は大己貴命の変化であり、倭建に対して「努々疑ふべからず」と念を押すくだりも、「此ノ児ヲ懷テ、乳ヲ令飲ル程ニ、児、急ニ、勢長ジテ、年卅許有ル僧ト成テ、手ニ經ヲ捲テ有リ。傍ニ貴氣ナル聖人ノ僧在マシテ、父母ニ告テ宣ハク、『汝等、驚キ恠テ、疑フ事无カレ。此ノ児ハ、宿因有テ聖人ト成可キ者也』ト告グ」(今昔・卷十二・33)などの語り口に通じるものがあろう。周知のように大己貴と温泉との関連は深く、『伊予国風土記』には「湯の郡、大穴持命、見て悔い恥ぢて、宿奈毗古奈命を活かさまく欲して、大分の速見の湯を、下桶より持ち渡り来て」、『伊豆国風土記』には「大己貴と少彦名と、我が秋津洲に民の夭折ぬることを憫み、始めて禁薬と温泉の術を定めたまひき」とある。そして、老翁は温泉の効験について「七種の病苦を離れ、寿命延長ならん」と語り、倭建が従卒たちに試させたところ「病苦にかゝれる者

共速に平愈し」たと記すが、これに類した温泉讚仰の言辞も『出雲国風土記』に「川の辺に薬湯あり。一たび浴すれば、則ち身体穆平らぎ、再び濯けば、則ち万の病消除ゆ」のように見えるのである。

「大己貴尊をハ温泉明神と崇祭り給ふ」以後の記述はいかにも後世の付会らしき胡散臭さも認められるが、その部分をひとまず措けば、該話の成立は江戸時代を遙かに遡りうるかとも思われる。たとえば『常陸国風土記』の場合、「僅かに書記に「西南歴常陸」とのみ記されたに過ぎないヤマトタケル命の伝承が、ここでは圧倒的に語られ^四」ているわけで、これに類する倭建命伝説がかなり古くから信濃に息づいていたと考えても不自然ではなかろう。そしてさらに、『更級日記』所載の竹芝伝説に象徴されるように、こうした地方伝承が何らかの機会に中央に伝えられていったことも十分に予測されよう。

このように考えてみると、『和歌初学抄』以下の歌学書にみる「信濃」の所在注記を単なる訛伝として片付けてしまうのは惜しいところである。すでに平安時代には該話の原形たる古伝承が流布しており、信濃説はそれに依拠しているのではなかろうか。「ななくりの湯」が平安時代より伊勢国一志郡に存していたことはほぼ間違いないところであろうが、その一方、信濃国にも同名の出湯が存在し、倭建命東征伝説を踏まえた温泉開闢の伝承がすでに中央に伝わっていた可能性も否定できなかろう。『善光寺道名所図会』の記載を信ずるならば、その出湯こそ現在の別所温泉ということになる。

IV

以上、本稿では『枕草子』をはじめ平安和歌・歌学書等に見える歌枕「ななくりの湯」の所在について検討を行ってきたが、その結果、次のようなことが指摘された。

- (1) 「ななくりの湯」は平安後期に至り和歌の世界に登場した新興の歌枕であり、それ以前は殆ど無名に近い存在であったと推察される。
- (2) 平安時代の歌学書においては伊勢説も提示されてはいるが、信濃説をとるもののが

多い。『八雲御抄』は「信濃の御湯」と同所とするが根拠は不明。

- (3) 信濃の地誌・郷土史料ではその所在地について再三考証が繰り返され、山田温泉、別所温泉など諸説が提示されてきた。が、今なお明確な結論は得られていない。
- (4) ただし、『善光寺道名所図会』所載の温泉開闢にまつわる説話は、記紀に伝わる倭建命東征伝説を踏まえた地名起源譚であり、その原形は古くから伝わっていたのではないか。
- (5) 以上より、平安時代において伊勢一志郡の温泉を「ななくりの湯」と称していたことはほぼ間違いないが、一方信濃にも同名の温泉が存在した可能性もある。『善光寺道名所図会』に従えばそれは別所温泉と考えられる。歌学書にみる信濃説は、あるいは(4)に挙げるような伝承に依拠している可能性もある。

なお、本稿では「鬼女紅葉伝説」について言及する余裕を持ち得なかった。さらなる考察は他日を期したい。

最後に繰り返し述べておきたいのは、「ななくりの湯」を伊勢の歌枕と認識し詠歌しているのは、俊綱や経信らごく一部の歌人に過ぎないという点である。清少納言もそうだが、平安の歌人にとって「ななくりの湯」は伊勢の歌枕でもあり信濃の歌枕でもあった。詠者の抱いたイメージもさまざまであったはずだ。「世の人の恋のやまひの薬」(5)——恋煩いに効くとも詠まれている温泉なのだから、その P R も清少納言・枕草子一辺倒ではなく、もっと多彩であってほしいと願うところである。

注

- (1) 平成15年5月現在。
- (2) 能因本の本文・章段数は、松尾聰・永井和子『日本古典文学全集 枕草子』(昭49 小学館)に拠る。
- (3) 前田家本の本文・章段数は、田中重太郎『前田家本枕冊子新註』(昭26 古典文庫)に拠る。
- (4) 堀本の本文・章段数は、速水博司『堀本枕草子評釈』(平2 有朋堂)に拠る。

- (5) 平成15年5月現在。
- (6) 和歌本文は『新編国歌大観』(角川書店)に拠る。
- (7) 『枕冊子全注釈 二』(昭50 角川書店)。
- (8) 「枕草子と七くりの湯」(『しなの文学夜話 上』昭57 信濃毎日新聞社所載)。以下、滝沢の論はこれによる。
- (9) 歌学書本文は久曾神昇『日本歌学大系』(昭33~平9 風間書房)に拠る。
- (10) 柏木由夫「源俊頼の和歌形成一橋俊綱と源経信一」(『国語と国文学』68巻3号平3・2、『平安時代後期和歌論』平12・風間書房に収載)。
- (11) 『千曲之真砂』の本文は『新編信濃史料叢書 第九巻』(昭48 信濃史料刊行会)に拠る。
- (12) 『信府統記』の本文は『新編信濃史料叢書 第六巻』(昭48 信濃史料刊行会)に拠る。
- (13) 『信陽雑志』の本文は『新編信濃史料叢書 第一巻』(昭45 信濃史料刊行会)に拠る。
- (14) 『信濃地名考』の本文は『新編信濃史料叢書 第一巻』に拠る。
- (15) 『善光寺道名所図会』の本文は『新編信濃史料叢書 第二十一巻』(昭53 信濃史料刊行会)に拠る。
- (16) 明治25年版『信濃鉱泉誌』の本文は中村活版所発行・上田市立図書館花月文庫蔵本に拠る。
- (17) 『別所温泉誌』の本文は嵐岡堂飯島寅次郎発行・上田市立図書館花月文庫蔵本に拠る。
- (18) 『信濃史源考 第三巻』(昭51 歴史図書社)に拠る。
- (19) 『風土記』の本文は『日本古典文学大系』(岩波書店)に拠る。
- (20) 『古事記』『日本書紀』の本文は『新編日本古典文学全集』(小学館)に拠る。
- (21) 『今昔物語集』の本文は『日本古典文学大系』(岩波書店)に拠る。
- (22) 米沢康「ヤマトタケルノ命の物語り—その歴史的基底についての一考察—」(『芸林』昭31・12、『日本文学研究資料叢書 古事記・日本書紀Ⅱ』昭50 有精堂出版所載)

〔付記〕本稿を成すにあたっては上田市立図書館司書荒井美栄子氏のお世話になつた。記して感謝の意を表します。